

第 3 号議案

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例
の一部改正について

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

本市一般職の職員並びに市長及び副市長の給与改定の状況等に鑑み、教育長の給与について改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例
の一部を改正する条例

第 1 条 豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（次項において「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。